

医事関係訴訟委員会における、鑑定人に対するアンケートの結果について
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

※平成16年7月1日から平成17年12月末日までに提出された45通を対象とする。

・各意見等の後の括弧書き中の数は、当該意見等を含めた同旨の意見等の数である。

1 あなたが民事事件で鑑定人に選任されたのは、今回が初めてですか。

ア はい (14)

イ いいえ (31)

(以下、具体的な鑑定経験について。)

(ア) 2度目 (9) (イ) 3度目 (8) (ウ) 4度目 (3)

(エ) 5度目 (4) (オ) 多数 (7)

2 鑑定人に選任されるに当たり、裁判所から鑑定手続に関する説明資料の提供や口頭での説明がありましたか。

ア はい (41)

(以下、具体的な説明方法について。複数回答可)

(ア) 鑑定手続に関する説明資料の提供 (36)

(イ) 口頭での説明 (19)

イ いいえ (4)

(以下、説明の必要性について。)

(ア) 理解していたので、説明は不要であった。 (3)

(イ) 説明が必要であった。 (1)

3 裁判所からの鑑定手続の説明について、御意見、御要望があれば、御記入ください。

- ・直接来院して説明してもらったので、理解しやすかった。
- ・よく理解できた。
- ・今回は事前説明があったので、鑑定作業は円滑に行われた。
- ・説明内容に改善が見られ、感謝している。
- ・最初の連絡から書類送付までの期間が長過ぎる。
- ・今回の鑑定に関する限り、説明は十分であった。ただし、鑑定料については、まずは裁判所からある程度提示される方がよい。

- ・初めて鑑定を行う場合であれば、手順等をもう少し細かく説明していただいた方がよい。
- ・裁判の経過を分かりやすく、平易な言葉で要約した「解説書」のようなものがあると便利。
- ・鑑定人に選任された経緯の説明が欲しい。
- ・鑑定人と、鑑定内容についてのあらかじめの検討があれば、より効率的だと思う。

4 鑑定作業を行うに当たり、鑑定事項について、お気付きの点があれば御記入ください。

- ・争点が明確に記載されているので分かりやすかった。 (4)
- ・鑑定対象の記載に不足があった。
- ・治療内容の一部分に限定した鑑定を行うことはあまり納得できない。
- ・鑑定事項の文章に多少意味の分かりにくいものが見受けられ、迷うことがある。
- ・もう少し平易な日本語を使って欲しい。通常使わない言葉については、解説があると助かる。(3)
- ・鑑定事項は、重複がないように整理されていると助かる。
- ・争点の重要度について番号を付して欲しい。
- ・鑑定者の事項追加を認めて欲しい。
- ・鑑定事項に当方の専門領域に含まれないものがある場合の対処法をあらかじめ決めていただくとありがたい。
- ・時々、非常に基本的・広域的な質問がある。
- ・今回の事例ではないが、医学的にはあまり意味のないもの、あるいは双方が誤解に基づいたまま争っているものが鑑定事項になっていることがある。
- ・今回医学的に見て争点がややピンボケと思えたので、一部を修正していただいた。しかし、大幅にずれている場合は鑑定そのものが困難となる可能性も考えられる。

5 鑑定作業を行うに当たり、鑑定のための資料について、お気付きの点があれば御記入ください。

- ・うまく作成されていると思う。
- ・裁判所の方で経過を詳細にまとめた書類があり、とても助かった。

- ・資料は十分だった。 (4)
- ・基本的に裁判に必要な資料がすべて送られてきていると思われるが、一部はやや不十分な感じがするものがあった。
- ・カルテの記載に必ずしも十分ではなかった部分があった。
- ・追加資料を取り寄せるのに時間がかかり、鑑定に時間がかかってしまった。
- ・鑑定の争点となった生検標本が異なる2か所からのものであり、主病巣以外の病変の病理学的検索が不十分であった。追加検索を当方で行うことを申し入れたが、不要と判断された。鑑定の趣旨から言えば妥当な判断と言えるが、真実の追求という意味では追加検索をしても良かったと考える。
- ・証人尋問の経過書やカルテは必ず必要である。
- ・経過と論点を整理した文書があると分かりやすい。
- ・資料の量が多い、コピーなので読みづらい、添付書類を探すのに時間がかかった等のため、少し時間的なロスが見られた。資料の経時的な整理が必要と考えられる。
- ・カルテ等の資料は、もう少し整理してもらえると助かる。
- ・カルテ、看護記録などの診療に関する資料と、その他の資料とを別々にファイリングしてあると、事実認定が行いやすいと思う。
- ・医学領域では画像診断が進歩しているので、コピーは良質のものが良い。場合によっては現物の借用をさせて欲しい。
- ・色調を見て判断する場合はカラーコピーまたは原本を送付して欲しい。
- ・手術ビデオを鑑定資料とする場合、脳外科手術では体位、開頭も鑑定には必要となる場合が多いので、手術顕微鏡でのビデオのみならずマクロのビデオも資料に入れて欲しい。
- ・資料が多量であり、その保管管理に関し十分留意したつもりであるが、万全とは言い難い現実がある。
- ・他人のカルテは読みにくいことを再認識した。資料、特にX線写真が散逸しないよう管理するのに結構苦心する。
- ・カルテの文字などで非常に読みにくいものがある。今回はわざわざ問い合わせ調べていただいたが、時間がかかった。面倒になって、読み飛ばして鑑定してしまうようなケースもあり得るのではないかと。

6 鑑定書(補充鑑定書を含む)を実際に作成するに当たって、何かお気づきの点がありましたか。

ア 鑑定書の作成要領をまとめたものがあれば助かる。 (19)

イ 鑑定書の提出期限は鑑定人と相談の上で決めてもらいたい。 (9)

ウ その他

- ・鑑定書のガイドラインがあり、助けとなった。
- ・提出期限は、1～2か月（2～3か月）で十分と思う。資料に漏れがなければ、鑑定作業に長時間を要するとは考えない。 (2)
- ・鑑定書の書式フォーマットを、表紙を含めて決めていただくとありがたい。 (2)
- ・可能であれば実際の鑑定書を2, 3例参考で見せてもらえると、鑑定書の作成はかなり楽になると思う。
- ・外国語の邦訳はかなり労力を伴うので、短い部分的な記載を可として欲しい。
- ・鑑定に必要な本人の診察に当たり、本人の言動等に問題があった。
- ・通常の臨床と大学での教育・研究で多忙であり、鑑定資料の調査等に割く時間を作る難しさを実感した。

7 鑑定書の内容について、法廷等で裁判官や代理人弁護士等を交えて、あなたに対して質問をする手続(いわゆる鑑定人質問)が行われましたか。

ア はい (9) イ いいえ (35) ほか、不明 (1)

8 7に関し、何かお気づきの点がありましたら御記入ください。

- ・テレビ会議でという提案があり、ありがたく思った。
- ・今までには鑑定人を不快にさせる失礼な質問が多かったが、最近や今回はない。
- ・時間的・心理的負担が大きいので、できる限り鑑定人質問は無しとし、書面その他による質問形式としていただきたい。
- ・テレビ会議システムによる証言を経験したが、画面が小さく実質的には利点を感じなかった。改善を望む。
- ・とても緊張した。「YES or NO」で質問されるので、答えにくいことがしばしばあった。
- ・鑑定人質問は、特に必要性はないと思う。
- ・裁判官があまりにも無知である。
- ・不利な鑑定書が出ると、文言や字句の誤りなどを含めた質問がされることがあった。

9 今回、鑑定人を引き受けた事件について、鑑定を実施した裁判所から事件終了の通知がありましたか。

ア はい (38)

(以下、具体的な通知の方法について。複数回答可)

(ア) 書面で通知があった。 (31)

(イ) 判決又は和解調書の写しが送付されてきた。 (16)

(ウ) 口頭(電話など)で通知があった。 (9)

イ いいえ (5) ほか、不明 (2)

10 以上のほか、医事関係訴訟委員会に対する御意見、御要望や、鑑定に関してお気づきの点があれば御記入ください。

(1) 今回の鑑定について

- ・担当裁判官より実に詳細な手紙をいただき、鑑定作業の進行に役立った。

(2) 鑑定手続一般について

○鑑定人質問について

・鑑定人質問が嫌で鑑定人を引き受けない人もいると思うが、複数回鑑定をしていて、鑑定結果が受け入れられていない時もあったので、自分としては積極的に鑑定人質問をしてもらいたいと思っている。次善の策として、事前に鑑定人質問の諾否を確かめてはいかがか。

○鑑定終了後の通知について

- ・裁判所から結果が報告されるようになったので、鑑定のやりがいがある。
- ・今回でないが、裁判結果について報告がない例もあった。 (2)
- ・必ず鑑定結果を連絡して欲しい。 (3)
- ・支障がなければ判決の内容について教えてもらえると、今後の鑑定に際しての参考になると思われる。
- ・前回は事件終了等の連絡はなく、鑑定書がいかに活用されたか知ることができず残念だった。通知する制度は有用である。

○鑑定に関する裁判所の事務について

- ・必要書類を迅速に送ってくれた対応が大変良好。

・書類は重要書類なので、必ずこちらで希望する送付先へ送って欲しい。希望先と異なる所へ毎回郵送されたため、何回か郵便局と交渉をしなければならなかった。

○鑑定の方法、制度について

①鑑定料は、本来なら鑑定書を見てから裁判官がその有用性を判断して決めるべきである。現実には困難があることも承知しているが、少なくとも最低の鑑定料を決め、それに価値判断を加えるべきであろう。②地域ごとに大学病院などの関連医師（専門分野）を鑑定人として登録し、事前に意見を求めた後、1人を鑑定人に選ぶような方法が良いと考えられる。

・複数の専門家に相談し、その氏名を挙げた上で参考意見として鑑定するシステムを完成して欲しい。

・複数鑑定人制度は、鑑定の客観性と訴訟の期間短縮の両面から見て合理的な方法だと思われる。（2）

○その他

・協力させていただく機会が今後もあれば、喜んで協力させていただく。

・全体の経緯がすべて経時的に分かる資料を呈示していただければ、特に問題はないと思う。

・裁判の迅速化に一層の配慮をお願いする。

・実質上の勝訴・敗訴は裁判の総費用を含めて考えなければならないので、後学のために、同費用を知りたかった。

・裁判官、弁護士、医師からなる医療訴訟協議会がある県がある。このような会が全国に設立されれば医療訴訟も円滑に進むと思われる。

・学会内に専門委員会を設置したが、依頼件数が少なく休会となった。学会会員に関連情報等を発信できるようになればいいと思う。

・鑑定作業が医学的業績となるように何か証明書のようなものを送付して欲しい。

・今回の鑑定を通し一線医療遂行の難しさを実感した。